処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　農林水産部　林業課

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律	法令番号	平成８年法律第４５号
手続名	林業労働力確保支援センターの指定の取消し	根拠条項	第２４条第１項

処分基準	
	林業労働力確保支援センターが次のいずれかに該当するとき。 １　林業労働力確保支援センターが、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第１２条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 ２　法第１１条第１項の指定に関し不正な行為があったとき。 ３　法第４章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

対応区分	１　聴聞の実施 ２　弁明の機会の付与	処理機関	林業課	交付機関	林業課	目次№	